

板倉町告示第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成19年第1回板倉町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成19年5月2日

板倉町長 針ヶ谷 照 夫

1. 日 時 平成19年5月9日
2. 場 所 板倉町役場議場
3. 付議事件
 - 1) 議長選挙
 - 2) 副議長選挙
 - 3) 常任委員の選任
 - 4) 議会運営委員の選任
 - 5) 邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙
 - 6) 館林衛生施設組合議会議員の選挙
 - 7) 館林地区消防組合議会議員の選挙
 - 8) 館林邑楽農業共済事務組合議会議員の選挙
 - 9) 東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙
 - 10) 監査委員の選任について
 - 11) 専決処分事項の承認について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 4 名)

1 番	川 野 辺	達 也	君	2 番	延 山	宗 一	君
3 番	小 森 谷	幸 雄	君	4 番	石 山	徳 司	君
5 番	宇 治 川	利 夫	君	6 番	市 川	初 江	さん
7 番	青 木	秀 夫	君	8 番	野 中	嘉 之	君
9 番	石 山	甚 一 郎	君	1 0 番	秋 山	豊 子	さん
1 1 番	塩 田	俊 一	君	1 2 番	青 木	佳 一	君
1 3 番	川 田	安 司	君	1 4 番	荻 野	美 友	君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成19年第1回板倉町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成19年5月9日(水)午前9時開会

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長選挙

議事日程(第1号の追加1)

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 副議長選挙

日程第 5 常任委員の選任

日程第 6 議会運営委員の選任

日程第 7 邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙

日程第 8 館林衛生施設組合議会議員の選挙

日程第 9 館林地区消防組合議会議員の選挙

日程第10 館林邑楽農業共済事務組合議会議員の選挙

日程第11 東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙

日程第12 議案第31号 監査委員の選任について

日程第13 議案第32号 専決処分事項の承認について

日程第14 閉会中の継続調査・審査について

○出席議員(14名)

1番	川野辺	達也	君	2番	延山	宗一	君
3番	小森谷	幸雄	君	4番	石山	徳司	君
5番	宇治川	利夫	君	6番	市川	初江	さん
7番	青木	秀夫	君	8番	野中	嘉之	君
9番	石山	甚一郎	君	10番	秋山	豊子	さん
11番	塩田	俊一	君	12番	青木	佳一	君
13番	川田	安司	君	14番	荻野	美友	君

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	針ヶ谷	照夫	君
教育長	今村	好市	君
総合政策課長	小野田	吉一	君
生活窓口課長	荒井	英世	君
健康福祉課長	小野田	国雄	君
建設農政課長	中里	重義	君
会計管理者	小菅	正美	君
教育委員会 教務局長	田口	茂	君
農業委員会 農務局長	中里	重義	君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	栗原	光実
書記	石川	英之
行政安全 グループ リーダー兼 議会事務局書記	丸山	英幸

開 会 （午前 9時00分）

○町長あいさつ

○事務局長（栗原光実君） おはようございます。

先般執行されました町議会議員選挙におかれましては、当選の栄を得られ、まことにおめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。

本日は選挙後初の議会であります。

初めに、針ヶ谷町長よりあいさつを申し上げます。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） おはようございます。

平成19年第1回板倉町議会臨時会の開会に当たりまして、議員各位には公私ともご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

皆様におかれましては、さきの統一地方選挙において、見事当選の栄に浴されたわけでございまして、まことにおめでとうございます。町民を代表いたしまして衷心よりお祝いを申し上げます。

私から申し上げるまでもなく、議会は地方公共団体の意思決定機関でございまして、それはとりもなおさず住民の福祉を最優先し、住民の立場での意思決定にほかならないわけでございます。私も町行政をお預かりする者といたしまして、議員各位の意思を真摯に受けとめまして、町行政の住民の声として反映させてまいる所存でございますので、今後とも行政に対しまして絶大なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それにしましても、こうして見ておりますと、議員さん18名だったのですが、14名となりまして大分減ってしまったなという感じがいたしますし、また皆さんの方から見ますとこちらが大分少なくなってまいりまして、やっぱり変わったなという感じがすると思うのでございますが、ともに一緒になって町のために頑張りたいと、そう考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、国際情勢を見てみますと、安倍内閣となって初めて中国首脳との会談が実現した、4月11日の温家宝首相の来日がございました。これまで小泉総理の靖国神社参拝での是非で冷え切ってきた中国との関係が改善された形となったわけでございます。環境保護とエネルギー協力の共同声明を発表しております。また、4月27日にはアメリカへ渡りブッシュ大統領との首脳会談を行い、イラク情勢や対北朝鮮政策など日米同盟関係の維持強化などが話し合われたようでございます。その後、中東産油国を歴訪し、経済連携の強化を図ってきたようでございます。アジアだけでなく世界の中でリーダーシップのとれる日本であってほしいと願っております。

一方国内に目を向けてみますと、3月25日発生の能登半島地震では1,700棟余りが全半壊し、大きな被害をもたらしております。1カ月たった今でも仮設住宅250戸が設置をされ、入居が始まっているようでございます。こうしたことを見てみますと、私どもの板倉町は今のところ大きな災害にも見舞われず、大変ありがたいと思っております。

経済面を見ますと、政府は景気が上向いていることから、地方自治体も税収が伸びると予測しております。しかし、景気の好調に裏打ちされた人の雇用があればよいのでございますが、マスコミ等でも心配されているように、正規雇用者と非正規雇用者の関係など格差が一層高まるのではないかと懸念されております。町

でも自主財源の確保と雇用機会の促進を目的に岩田流通団地を整備しましたが、誘致企業の正社員の雇用はごくわずかでございます。現在のところ、ほとんどがパートタイマーの雇用でございます。所得という点を考えますと、なかなか難しい面があるようでございます。三位一体の改革によりまして、税源移譲による地方税収の増加があるとはいえ、一方の交付税改革では地方交付税は減額の一途をたどっております。

こうした厳しい財政状況の中で19年度がスタートして1カ月が経過いたしました。総額52億3,100万円の予算を組ませていただいたわけでございますが、大きな事業といたしまして、保育園の統廃合によります新設保育園の整備がございます。また、邑楽土地改良区が担ってまいりました邑楽東部第一排水機場の管理を町が担当することになりました。大きな洪水がなければと願っておりますが、気持ちを新たに職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。それから、水路などの水質改善や環境面の向上を目的として、農地、水、環境向上対策事業にも取り組んでまいりたいと考えております。厳しい財政であるがゆえに議員皆様との連携が必要かと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、今回の臨時会には議案第31号ないし32号の2件を上程させていただきました。慎重審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

また、本日の議会は初議会でございますので、議長や副議長の選挙を初めとする議会の人事構成など重要な案件が審議されるわけでございます。議員各位のこれからのご活躍と町政への絶大なるご協力をお願い申し上げます。招集のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○自己紹介

○事務局長（栗原光実君） ここで、この議場における正式な対面は初めてであります。簡単な自己紹介をお願い申し上げます。

初めに、執行部側からお願い申し上げます。自席で結構でございます。

それでは、町長より順次お願いをいたします。

[執行部、事務局職員自己紹介]

○議員自己紹介

○事務局長（栗原光実君） 続きまして、恐れ入りますが、議員の方より自己紹介をお願いをいたします。

仮議席1番の川野辺達也議員から議席番号順にお願いを申し上げます。よろしく申し上げます。

[議員自己紹介]

○事務局長（栗原光実君） ありがとうございました。

ここで執行部の方に申し上げます。この後臨時議会を開会いたしますが、議会構成の人事案件が終了するまで退席をお願いをいたします。

[執行部退席]

○臨時議長の紹介

○事務局長（栗原光実君） 改めまして、おはようございます。

本日は一般選挙後初めての議会でございますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、塩田俊一議員が年長の議員でありますので、塩田俊一議員に臨時議長をお願いいたします。

それでは、塩田議員、議長席へお願いいたします。

[年長議員塩田俊一君、議長席に着く]

○臨時議長（塩田俊一君） ただいまご紹介いただきました塩田であります。

地方自治法107条の規定により、臨時議長の職務を行います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○開会の宣告

○臨時議長（塩田俊一君） それでは、ただいまから平成19年第1回板倉町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

○仮議席の指定

○臨時議長（塩田俊一君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

この際、議事の進行上、仮議席は、ただいまご着席の議席をそのまま指定いたします。

○議長選挙

○臨時議長（塩田俊一君） 日程第2、議長選挙を行います。

選挙の方法は、投票か指名推選のいずれかの方法がよいかお諮りいたします。

[「投票」と言う人あり]

○臨時議長（塩田俊一君） 投票との声がありますので、投票と決定いたします。

これより投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○臨時議長（塩田俊一君） ただいまの出席議員は14人です。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○臨時議長（塩田俊一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○臨時議長（塩田俊一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○臨時議長（塩田俊一君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

これより事務局長に点呼させます。

[投 票]

○臨時議長（塩田俊一君） 投票が終わりましたが、投票漏れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○臨時議長（塩田俊一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人には、会議規則第31条第2項の規定により、仮議席1番、川野辺達也君、仮議席2番、延山宗一君を指名いたします。

それでは、両名の立ち会いを願います。

[開 票]

○臨時議長（塩田俊一君） 選挙結果を報告いたします。

投票総数 14票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票中

荻野美友君 7票

川田安司君 7票

以上のとおりであります。

この法定得票数は4票であり、荻野美友君と川田安司君の得票数はいずれもこれを超えております。両名の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。

荻野美友君、川田安司君が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。くじは鉛筆で行います。

川野辺達也君及び延山宗一君、くじの立ち会いをお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

荻野美友君、川田安司君、くじを引いてください。

[川田安司君、荻野美友君の順にくじを引く]

○臨時議長（塩田俊一君） くじを引く順序が決まりましたので、報告します。

まず、初めに川田安司君、次に荻野美友君、以上のとおりであります。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを引いてください。

[川田安司君、荻野美友君の順にくじを引く]

○臨時議長（塩田俊一君） くじの結果を報告します。

くじの結果、荻野美友君が当選人と決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○臨時議長（塩田俊一君） ただいま議長に当選されました荻野美友君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

荻野美友君のあいさつを求めます。

[仮議席13番（荻野美友君）登壇]

○仮議席13番（荻野美友君） 非常に緊張しておりまして、また議長になるとは思いませんでしたので、何のあいさつも考えておりません。しかし、皆様方によりまして選ばれた以上は、初心に返りまして、微力ではございますが、皆様方と一緒に町のために、あるいは地域のために頑張りたいと思います。

よろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（塩田俊一君） ここで議長を交代いたします。ご協力ありがとうございました。

荻野美友議長、議長席に着席願います。

[臨時議長、議長と交代]

○議長（荻野美友君） ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 9時40分）

再 開 （午前 9時55分）

○議長（荻野美友君） 再開いたします。

○議席の指定

○議長（荻野美友君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号と議員の指名を事務局より報告いたさせます。

○事務局長（栗原光実君） それでは、報告させていただきます。

議席1番、川野辺達也議員、2番、延山宗一議員、3番、小森谷幸雄議員、4番、石山徳司議員、5番、宇治川利夫議員、6番、市川初江議員、7番、青木秀夫議員、8番、野中嘉之議員、9番、石山甚一郎議員、10番、秋山豊子議員、11番、塩田俊一議員、12番、青木佳一議員、13番、川田安司議員、14番、荻野美友議員。

以上です。

○議長（荻野美友君） ただいま局長の報告のとおり議席を指定いたします。

一部議席の入れかえをお願いします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 9時56分）

再 開 （午前 9時57分）

○議長（荻野美友君） 再開いたします。

○会議録署名議員の指名

○議長（荻野美友君） 日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第117条の規定により、議長が指名いたします。

議席1番 川野辺 達也君

議席2番 延山 宗一君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（荻野美友君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期を本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

○副議長選挙

○議長（荻野美友君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法については、投票か指名推選のいずれの方法がよいかお諮りいたします。

[「投票」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 投票との声がありますので、投票に決定いたします。

これより投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○議長（荻野美友君） ただいまの出席議員は14人です。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○議長（荻野美友君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長（荻野美友君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

これより事務局長に点呼させます。

[投 票]

○議長（荻野美友君） 投票が終わりましたが、投票漏れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人には、会議規則第31条第2項の規定により、議席1番、川野辺達也君、議席2番、延山宗一君を指名いたします。

それでは、両名の立ち会いを願います。

[開 票]

○議長（荻野美友君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票中

石山甚一郎君 7票

秋山豊子さん 7票

以上のとおりであります。

この法定得票数は4票であり、石山甚一郎君、秋山豊子さんの得票数はいずれもこれを超えております。両名の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

石山甚一郎君、秋山豊子さんが議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。くじは鉛筆で行います。

川野辺達也君、延山宗一君、くじの立ち会いをお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

石山甚一郎君、秋山豊子さん、くじを引いてください。

[秋山豊子さん、石山甚一郎君の順にくじを引く]

○議長（荻野美友君） くじを引く順序が決まりましたので、報告します。

まず、初めに秋山豊子さん、次に石山甚一郎君、以上のとおりです。

ただいまの順序により当選人を決定するくじを引いてください。

[秋山豊子さん、石山甚一郎君の順にくじを引く]

○議長（荻野美友君） くじの結果を報告します。

くじの結果、秋山豊子さんが当選人と決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（荻野美友君） ただいま副議長に当選されました秋山豊子さんが議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

秋山豊子さんのあいさつを求めます。

[10番（秋山豊子さん）登壇]

○10番（秋山豊子さん） ただいま抽せんということで副議長になりました。私も本当に微力でございますけれども、3期目ということで、本当に自分の立場というか、議会を議長とともに進めていくその役割は重大だというふうに思っております。きょうを初めとして荻野美友議長のもと、わき師としてしっかりと板倉町議会を支えていく力になりたい、そのように思っておりますので、今後とも皆様の絶大なるご支援をいただきまして頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（荻野美友君） ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時16分）

再 開 （午前10時40分）

○議長（荻野美友君） 再開いたします。

○常任委員の選任

○議長（荻野美友君） 日程第5、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

事務局長に委員会と委員名を朗読させます。

○事務局長（栗原光実君） それでは、朗読させていただきます。順不同となりますが、ご了承願います。

総務文教福祉常任委員会	青木佳一議員	秋山豊子議員
	宇治川利夫議員	青木秀夫議員
	石山徳司議員	市川初江議員
	荻野美友議長	
建設農政生活常任委員会	塩田俊一議員	川田安司議員
	石山甚一郎議員	野中嘉之議員
	小森谷幸雄議員	延山宗一議員
	川野辺達也議員	

以上でございます。

○議長（荻野美友君） お諮りいたします。

ただいま報告を申し上げたとおり指名いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の方をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 10 時 42 分）

再 開 （午前 10 時 52 分）

○議長（荻野美友君） 再開いたします。

○常任委員長及び副委員長の選任

○議長（荻野美友君） 各常任委員会の正副常任委員長が互選され、その結果が届いておりますので、ご報告いたします。

総務文教福祉常任委員長	宇治川 利 夫 君
同副委員長	市 川 初 江 さん
建設農政生活常任委員長	野 中 嘉 之 君
同副委員長	小森谷 幸 雄 君

以上のとおりでございます。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 10 時 54 分）

再 開 （午前 10 時 58 分）

○議長（荻野美友君） 再開いたします。

○議会運営委員の選任

○議長（荻野美友君） 日程第 6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、宇治川利夫君、野中嘉之君、青木秀夫君、石山甚一郎君、石山徳司君、塩田俊一君をそれぞれ指名いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の方を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 10 時 59 分）

再 開 （午前 11 時 05 分）

○議長（荻野美友君） 再開いたします。

○議会運営委員長及び副委員長の選任

○議長（荻野美友君） 議会運営委員会の正副委員長が互選され、その結果が届いておりますので、報告いたします。

委員長に青木秀夫君、副委員長に塩田俊一君、以上のとおりでございます。

○邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙

○館林衛生施設組合議会議員の選挙

○館林地区消防組合議会議員の選挙

○館林邑楽農業共済事務組合議会議員の選挙

○東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙

○議長（荻野美友君） お諮りいたします。

日程第7から日程第11までは、一部事務組合議員の選挙関係であり、関連がありますので、一括で行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 異議なしと認め、一括して行います。

事務局長より、日程第7から日程第11までを一括して説明させます。

○事務局長（栗原光実君） それでは、ご説明申し上げます。

日程第7から日程第11までは、一部事務組合議員が平成19年4月30日で任期満了になったことに伴う組合議員の選挙でございます。

なお、選出の方法ですが、一部事務組合の規約に「組合の議会の議員は関係市町の議会において、議員の中から選挙する。」と規定されておりますので、申し添えます。

日程第7、邑楽館林医療事務組合ですが、館林と邑楽郡各町で構成されており、組合議員の定数は14人です。組合議員の内訳は、館林が4人、各町が2人ずつです。

日程第8、館林衛生施設組合ですが、館林と板倉町、明和町、千代田町で構成されており、郡内の大泉町、邑楽町は入っておりません。組合議員の定数は10人です。組合議員の内訳は、館林が4人、各町が2人ずつです。

日程第9、館林地区消防組合ですが、館林と板倉町、明和町、千代田町、邑楽町で構成されており、郡内の大泉町は入っておりません。組合議員の定数は11人です。組合議員の内訳は、館林市が3人、各町が2人ずつです。

日程第10、館林邑楽農業共済事務組合ですが、館林市と邑楽郡各町で構成されており、組合議員の定数は12人です。組合議員の内訳は、各市、町とも2人ずつです。

日程第11、東毛広域市町村圏振興整備組合ですが、館林市と邑楽郡各町に太田市が加わり2市5町で構成されており、組合議員の定数は24人でございます。組合議員の内訳は、太田市が9人、館林市が5人、各町が2人ずつです。なお、この組合に限り、1人は議長が充て職になっております。

以上でございます。

○議長（荻野美友君） 局長の説明が終わりました。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 異議なしと認め、指名推選に決定いたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前11時14分）

再 開 （午前11時36分）

○議長（荻野美友君） 再開いたします。

それでは、一部事務組合議員に次の方を指名いたします。

まず、日程第7、邑楽館林医療事務組合議会議員に、青木秀夫君、野中嘉之君を指名推選いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 異議なしと認め、当選人と決定いたしました。

日程第8、館林衛生施設組合議会議員に、宇治川利夫君、小森谷幸雄君を指名推選いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 異議なしと認め、当選人と決定いたしました。

日程第9、館林地区消防組合議会議員に、市川初江さん、川野辺達也君を指名推選いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 異議なしと認め、当選人と決定いたしました。

日程第10、館林邑楽農業共済事務組合議会議員に、石山徳司君、延山宗一君を指名推選いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 異議なしと認め、当選人と決定いたしました。

日程第11、東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員に、秋山豊子さん、私、荻野美友を指名推選いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 異議なしと認め、当選人と決定いたしました。

ただいま各組合議会議員に当選されました議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定に

より告知いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 11 時 40 分）

再 開 （午後 1 時 00 分）

○議長（荻野美友君） 再開いたします。

○諸般の報告

○議長（荻野美友君） ここで諸般の報告をいたします。

事務局長をして報告させます。

○事務局長（栗原光実君） ご報告申し上げます。

議会構成ができましたので、申し上げます。皆様のお手元に配付されておりますが、朗読させていただきたいと思っております。なお、敬称を略させていただきます。

議長、荻野美友、副議長、秋山豊子。

総務文教福祉常任委員会、委員長、宇治川利夫、副委員長、市川初江、委員、青木佳一、同じく委員、秋山豊子、同じく委員、青木秀夫、同じく委員、石山徳司、同じく委員、荻野美友。

続きまして、建設農政生活常任委員会、委員長、野中嘉之、副委員長、小森谷幸雄、委員、川田安司、同じく委員、塩田俊一、同じく委員、石山甚一郎、同じく委員、延山宗一、同じく委員、川野辺達也。

議会運営委員会、委員長、青木秀夫、副委員長、塩田俊一、委員、石山甚一郎、同じく委員、野中嘉之、同じく委員、石山徳司、同じく委員、宇治川利夫。

邑楽館林医療事務組合、青木秀夫、野中嘉之。

館林衛生施設組合、宇治川利夫、小森谷幸雄。

館林地区消防組合、市川初江、川野辺達也。

館林邑楽農業共済事務組合、石山徳司、延山宗一。

東毛広域市町村圏振興整備組合、秋山豊子、荻野美友。

以上でございます。

○議長（荻野美友君） 諸般の報告を終わります。

○議案第 31 号 監査委員の選任について

○議長（荻野美友君） 日程12、議案第31号 監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、青木佳一議員の退席を求めます。

[12番（青木佳一君）退席]

○議長（荻野美友君） それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議員各位には、午前中に引き続きまして大変ご苦労さまでございます。

なお、先ほど議会の構成もできたようでございます。荻野美友議長、それから秋山豊子副議長を初め各種委員さん等もできたようございまして、大変おめでとうございます。

先ほども話がございましたように、今非常に大変な状況が続いておりますが、一緒になってこれから頑張ってみたいと思いますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。議案第31号 監査委員の選任について。本案につきましては、地方自治法第196条第1項の規定による議員からの監査委員の選任でございます。慎重に人選いたしました結果、監査委員として、青木佳一君、住所は板倉町大字大曲441番地、生年月日、昭和17年9月20日を選任いたしたいので、議会の同意を求めますのでございます。

どうぞよろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については質疑、討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 異議なしと認めます。

これより議案第31号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり同意することに決定しました。

青木佳一君の入場を求めます。

[12番（青木佳一君）入場]

○議案第32号 専決処分事項の承認について

○議長（荻野美友君） 日程第13、議案第32号 専決処分事項の承認についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第32号 専決処分事項の承認について。本案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めますのでございます。

専決処分書といたしまして、板倉町税条例の一部改正について。本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律が3月31日公布されたことにより、板倉町税条例の一部を改正する必要が生じたので、3月31日に専決処分をいたしました。

なお、細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 荒井生活窓口課長。

[生活窓口課長（荒井英世君）登壇]

○生活窓口課長（荒井英世君） それでは、議案第32号 専決処分事項の承認を求めることにつきましてご説明申し上げます。

板倉町税条例の一部を改正する条例につきましては、3月31日付で専決処分させていただきましたが、その内容を説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。本文3行目をごらんになっていただきたいと思います。まず、第2条第1号中「町吏員」を「町職員」に改めるということですが、これにつきましては、地方自治法の一部が改正されたことに伴いまして、吏員とその他職員の区分が廃止されまして、職員に一本化されたことによります。

次の第22条第1項ですが、22条は、町民税の納税義務者の条文です。「均等割額によって」の下に次の1号、第5号のものなのですが、次の1号を加えるということなのですが、これは信託法の改正などに伴う所要の措置などの改正です。法人課税信託の引き受けを行う個人で、町内に事務所あるいは事業所を有する者を法人税割の納税義務者に新たに追加するものでございます。

次の第23条第2項につきましては、これも先ほどの信託法の改正などに伴う所要の措置です。これは引き受けを行う法人格を持たない人格なき社団あるいは財団につきまして法人とみなしまして課税することを可能にするものです。それ以外に字句の整備でございます。

次の第30条第2項の表第1号中「(昭和40年法律第34号)」を削るということにつきましては、昭和40年法律第34号といたしますのは、法人税法のことを指しています。これはさきの第22条第1項第5号で法人税法の定義がなされたことによる措置でございます。

次の第95条中「3,064円」を「3,298円」に改めるということですが、これは市町村たばこ税に関するものです。地方税附則に規定されています特例税率を廃止いたしまして地方税法の本則税率、それにすることに伴う措置でございます。具体的には、国税の特例税率は租税特別措置法に規定されまして地方税を附則に規定されたものですが、本改正による増減収額、これは国、地方とも生じないものです。これは1,000本につき3,298円ですので、税率は1本当たり3,298円になります。

次の附則第10条の2に次の1項を加える。つまり、下の方にある6項を加えるということですが、附則第10条の2とは、新築住宅などに対する固定資産税の減額に係る申告についてに関するものです。6項につきましては、高齢者など居住改修住宅あるいは高齢者など居住改修専有部分については、改修住宅部分などの固定資産税がこの3分の1を減額するというものです。つまり、住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置が創設されたことによります。

具体的に申しますと、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定のバリアフリーの改修が実施された住宅で、翌年度分の固定資産税額を3分の1に減額するものです。これは100平方メートル分までを限度といたしています。それから、要件なのですが、65歳以上の者かあるいは要介護認定または要支援認定を受けている者、または障害者となっております。

2ページをお願いします。上から9行目なのですが、附則第11条の2の次に次の1条を加える。つまり、下の方の第11条の3ということなのですが、それを加えるということなのですが、第11条の2とは、平成19年度または平成20年度における土地の価格の特例に関する条文です。11条の3とは、平成19年度または平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例の条文となります。要点を申しますと、これは鉄軌道用地の評価方法の見直しに係るものです。鉄道会社が駅構内で商業店舗を展開する駅中ビジネスに対する固定資産

税の課税強化に関するものです。この背景としましては、駅近隣の商業施設の評価と比較して、周辺事業者に不公平感が生じているという現況から見直しを図るというものです。これ板倉町については該当はありません。

3ページをお願いします。附則第19条の2第1項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改めるということですが、これにつきましては、証券取引法が金融商品取引法に改題されたことによるものでございます。

次の附則第19条の3中「平成20年度」を「平成21年度」に改めるということなのですが、19条の3とは、上場株式などを譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例です。要点といたしましては、上場株式等の配当、それから譲渡所得などの軽減税率の特例の適用期限を1年延長するというものです。つまり、現行では、配当などに対する課税は、平成16年1月1日から平成20年3月31日の間は所得税7%、それから住民税3%の計10%ですが、これを平成21年3月31日まで1年間延長するというものです。

それから、次の附則第20条第7項中「平成19年3月31日」を「平成21年3月31日」に改めるということですが、附則第20条とは、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除など及び譲渡所得などの課税の特例の条文です。第7項とは、特定中小会社の株式の譲渡益に対する課税特例です。一般的にエンジェル税制と呼ばれているものです。ベンチャー企業による個人投資家、個人投資家をエンジェルと言うのですが、個人投資家からの資金調達をサポートするために創設された税制優遇措置です。これは株式の譲渡益税負担を2分の1に軽減するもので、これを平成21年3月31日まで2年間延長するものです。

次の附則第20条の4の次に次の1条を加えるということですが、附則第20条の4とは、条約適用利子など及び条約適用配当などに係る個人の町民税の課税の特例です。新たに加える20条の5とは保険料に係る個人の町民税の課税の特例ですが、ここで言う保険料とは租税条約に規定する社会保険料でございます。これは日本とフランスの租税条約の改正に伴う所要の措置でございます。租税条約とは、脱税の防止と二重課税の排除などを目的としまして、主権国家の間で締結される条約で、日本は現在55カ国と効力を有しています。つまり、2カ国間で就労する者であっても、いずれか一方の国の社会保険制度のみに加入すれば足りるということですので。こうしたことから、居住者が条約相手国の社会保障制度に保険料を支払った場合、その保険料の一定の金額を限度といたしまして、その年の総所得金額などから控除するというものです。

最後、附則になりますが、施行期日は平成19年4月1日からですが、町民税に関する経過措置、固定資産税に関する経過措置などは、ごらんのとおりとなっております。

以上条文だけでちょっとわかりづらかったと思いますけれども、以上で説明終わりますが、ご審議、ご承諾のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第32号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案32号は原案のとおり承認されました。

○閉会中の継続調査・審査について

○議長（荻野美友君） 日程第14、閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

この件については、議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました文書表のとおり閉会中の継続調査・審査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 異議なしと認め、委員長の申し出のとおり決定いたしました。

○町長あいさつ

○議長（荻野美友君） 以上で議事の全部が終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し述べさせていただきます。

今議会には、議案第31号、また議案第32号の2件をお願いしたわけではありますが、いずれも原案どおりご承認いただきまして、ありがとうございました。

なお、再三お話を申し上げることになってしまうわけではありますが、昨今の板倉町も含めて各地方自治体、非常に大変な状況を迎えております。特に三位一体の改革等も含めて、今地方財政、非常に悪くなってきております。

加えまして、最近の社会情勢でございますが、所得格差が非常に広がっていると、このようなことが言われております。せんだって発表されました総務省の報告等によりまして、サラリーマンの非正規社員がぐいに3分の1に達したと、そういう報告もございました。それだけに多くの町民の方が経済というか生活上大変ご苦労されているのではなからうかなと、そう思っております。

同時に、さっきもちょっと話があったわけでございますが、戦後最大の農業改革等もこの4月から始まりまして、これも非常に農家の方にとっては大変な改革でございます。そんな中で、今地方分権がだんだんと進んできております。さらに、道州制の関係もこれから大きな論議となってくるものと、そう思っております。

そういったことを考えますと、非常に難しい大変な局面を迎えているというふうに考えておりますが、議会の皆さん方と一緒にこの困難な状況を乗り越えてまいりたいと、そのように考えておりますので、どうぞ今後ともよろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。本日は本当にありがとうございました。

以上を申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（荻野美友君） 以上をもちまして平成19年第1回板倉町議会臨時会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでございました。

閉 会 （午後 1時23分）